

【会 告】

平成一四(二〇〇二)年以前の『駒沢史学』に掲載された論文等の著作権については、左記の駒澤大学告示の対象として、平成二〇(二〇〇八)年四月一日以降、駒澤大学に委譲されたこととなりますので、会員各位におかれてはご了承いただきたく願います。なお、これは著作者本人が同権利を行使することを妨げるものではありません。異議・質問等がある場合は、左記連絡先または駒沢史学会までお問い合わせください。

* * *

紀要論集の著作権について

告 示

1. 平成一四年以前の駒澤大学の各種研究紀要及び各種論集に掲載の論文のいわゆる著作権は、平成二〇年四月一日以降、駒澤大学に委譲されたものとする。

2. ここでいう著作権とは、具体的には以下の通りとする。

① 本学及び本学が認めた者が当該論文を電子版に掲載・複製するなど学術情報として利用すること

② 本学が当該論文の複製物を公衆送信ないし公に伝達すること

③ 複製物を公衆へ譲渡すること

④ 複製物を公衆へ貸与すること

⑤ これらの行為によって収入が発生する場合には、駒澤大学または学内の学会等の運営費用に充当すること

3. 以上の処置について、平成一九年四月一日より平成二〇年三月三十一日まで、現在過去の本学専任教職員および兼任教職員ならびにご遺族に対し、文書及びホームページにて周知する。

4. 以上の処置については承できない方・異議のある方は、この期間内に申し出ること。申し出のない場合は、上記の処置について了承し、著作権を駒澤大学に譲渡したものと扱う。

5. 本公告を知る機会がなかったとの理由で、期限後に申し出た方については、改めて協議に応じる。

6. 連絡先：駒澤大学図書館(〇三―三四一八―九一五―一)
教務部(〇三―三四一八―九一〇―四)

平成一九年四月一日

駒澤大学 学長 池田練太郎